

出国するかがいたら……

納税義務がある個人等が何らかの事情により海外へ転勤・移住するときは、出国の日までに納税管理人を定める必要があります。納税管理人は、非居住者の申告や各種税金の納付等を行い、親族・友人・勤務先などを代理人として選任し、「納税管理人申告書」を提出する必要があります。

また、課税決定後に出国される場合も、納税管理人を定める方法か、1年分全額や出国以降の残額を本人の申出により一括徴収する方法がありますのでご説明ください。(申告書様式は秋田市ホームページよりダウンロード可能です。)

一記入例一

受付印

納税管理人申告書(市民税・県民税) 申告書提出日
令和 3 年 6 月 18 日

(宛先)
秋田市長

住 所 秋田市上町三丁目3番3号
(ふりがな) あき た た ろ う
氏 名 秋 田 太 郎

令和 3 年度市民税・県民税について、地方税法第300条および秋田市市税条例第18条の規定により、下記の者を納税管理人と定めましたので申告します。

住 所	秋田市上町三丁目3番3号	☎ 018 (888) 5476
ふりがな	あき た はな こ	勤務先 秋田市役所
氏 名	秋 田 花 子	☎ 018 (888) 5473

承 諾 書
承諾日
令和 3 年 6 月 15 日

(宛先)
秋田市長

氏 名 秋 田 花 子

納税義務者 秋田太郎 の納税管理人を承諾しました。

納期の特例について

給与の支払いを受けるかが常時10人未満である特別徴収義務者は、市長の承認によって、毎月徴収した税額を年2回の納入で済ませることができます。

1 納入のしかた

6月から11月までの特別徴収税額 …………… 12月10日まで納入
12月から翌年5月までの特別徴収税額 …………… 翌年の6月10日まで納入

2 申請について

申請書に必要事項を記入のうえご提出ください。
(既に納期の特例の承認を受けている事業所は、引き続き特例が適用になります。)

3 申請が却下になるとき

- (1) 給与の支払いを受けるかが、常時10人未満であると認められないとき
- (2) 現在市税の滞納があり、その滞納分の徴収が市において著しく困難であると判断されたとき
- (3) この申請の日前1年以内において市税の滞納等により納期の特例の取消しの通知を受けている場合

※ 納期の特例が適用になっている事業所で、給与の支払いを受けるかが常時10人未満でなくなったときは、特例が取消しになりますので申請書をご提出ください。

一記入例一

市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例に係る申請書

令和 3 年度 6 月分以降の市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例について、地方税法第321条の5の2の規定による(承認・承認の取消し)を申請します。

秋 田 市 長 令和 3 年 5 月 21 日	給与(特別徴収義務者)を支払う者	名 称 または 氏 名	秋田市工業 株式会社		特別徴収義務者指定番号	00 7999 9999	
		所在地	〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号		法人番号	8 8 : 8 8 : 8 8 : 8 8 : 8 8 : 8 8 : 8 8 : 8 8 : 8 8	
この申請の日前6か月間の各月末の給与の支払いを受ける人員、支払金額(臨時勤務者の人員をカッコ内に記入してください)		令和 2 年 11 月	3 人(人) 920,000 円	2 年 12 月	3 人(人) 920,000 円	3 年 1 月	3 人(人) 920,000 円
		3 年 2 月	3 人(人) 920,000 円	3 年 3 月	3 人(人) 920,000 円	3 年 4 月	4 人(人) 1,240,000 円
現に市税の滞納がありまたは最近において著しい納入遅延の事実がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときその理由の詳細							
この申請の日前1年以内において取消しの通知を受けたことの有無およびその他参考となる事項							
備 考							

給与の支払いを受けるかが常時10人未満である特別徴収義務者は、市長の承認によって、毎月徴収した税額を年2回の納入で済ませることができます。納期の特例の承認を受けている事業所で、給与の支払いを受けるかが常時10人未満でなくなったときは、特例が取消しになりますので申請書をご提出ください。